

吹田市自殺対策推進懇談会設置要領

(目的)

第1条 本市の自殺対策に関して、関係機関が連携し、必要な意見交換を行うため、吹田市自殺対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を交換する事項)

第2条 懇談会において意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する計画の策定・推進・評価に関する事項
- (2) 自殺対策の推進を目的とした関係機関の情報交換、情報共有及び連携に関する事項
- (3) その他自殺対策の推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 関係団体から推薦された者 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 市民 2人以内

3 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部地域保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

吹田市自殺対策推進懇談会委員名簿

令和 6 年（2024 年）7 月 1 日現在（敬称略）

	所属団体名等	氏 名	
1	あかり法律事務所 弁護士	こく ぼ てつろう 小久保 哲郎	1 号委員
2	（一社）吹田市医師会	もりはら たかし 森原 剛史	2 号委員
3	（一社）吹田市薬剤師会 会長	おかむら としこ 岡村 俊子	〃
4	（社福）吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹	さもと かず ま 佐本 一真	〃
5	吹田市民生・児童委員協議会 副会長	わたなべ まこと 渡邊 眞	〃
6	大阪府こころの健康総合センター 事業推進課長	まつかわ さち え 松川 祥恵	3 号委員
7	公募市民	おおや さな え 大矢 早苗	4 号委員
8	公募市民	あらい ゆ か こ 荒井 友佳子	4 号委員

選任期間：令和 6 年（2024 年）7 月 1 日～令和 8 年（2026 年）6 月 30 日
ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

構 成：1 号委員（学識経験者）、2 号委員（関係団体から推薦された者）
3 号委員（関係行政機関の職員）、4 号委員（市民）